

東京大学教育学研究科× Learning for All合同公開シンポジウム

「子どもの貧困」の解決にむけて、これからの子ども支援に必要なこと
～コロナ禍における子ども支援の実践と
政策提言活動から見えてきたこと～

コメント

東京大学大学院教育学研究科

勝野正章

子どもに寄り添う

- こども基本法

第3条（基本理念）

3 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする

子どもに寄り添う

- 「意見表明権」

子どもの権利条約 第12条1項 “the right to express those views“

“the views of the child being given due weight”

2項 “the opportunity to be heard”

☆ 子どもの意見に配慮する、その声を聴こうとする者の存在が前提

☆ view = 意見・見解、視野・視点、風景

子どもが見えている（感じている）景色

☆ 子どもに寄り添う者の想像・共感

「この子には何が、どんなふうに見えているのか」

子どもに寄り添う



NHK首都圏ナビ「新型コロナ対策 学校給食の“黙食”どうしてる？第8波で現場は」2023年1月27日

<https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20230127b.html>

子どもに寄り添う

- 関係論的な権利

- ☆ 自分の権利が尊重・充足されていないならば、子どものviewに配慮できない（想像できない、寄り添えない）

- 親、きょうだい、ともだち、教師、保育士、ケースワーカー、カウンセラー、NPOスタッフ・・・

- ☆ 「権利or (vs) 権利」（あれかこれか）ではなく、「権利&権利」（相補性、充足が他の充足を可能にする）

→宇地原報告 課題2 支援を行う大人の基盤が脆弱で、十分かつ持続可能な体制がない。

子どもに寄り添う

- 子ども支援者の研修（人材育成）
 - 地域協働型子ども包括支援の全国展開（e-learning研修教材、子ども支援ナビ）
 - ☆ ノウハウ+支援者自身の権利の充足を強調することが必要
 - 自己の権利の充足→子どものwell-being
 - 子どもの権利の充足→支援者のwell-being
- 十分な公財政支出の必要性
 - 教師、保育士の労働条件への注目→すべての子ども支援者へ

子ども政策・施策

- こども基本法

第4条（国の責務）国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。→「こども大綱」（第9条）

第5条（地方公共団体の責務）→「こども計画」（第10条）

第6条（事業主の努力）

第7条（国民の努力）

第16条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

子ども政策・施策

- 「財政措置」
- 子どもの権利条約 第4条 “States Parties shall undertake all appropriate legislative, administrative, and other measures for the implementation of the rights . . . ”

「講ずる」締約国のobligation

国連子どもの権利委員会

General comment No. 19 (2016) on public budgeting for the realization of children’s rights (art. 4)

budgetary measure (財政措置) を強調

法的、行政的、その他の措置にまたがり、かつそれらの措置の実現に不可欠なもの

子ども政策・施策

- General comment No. 19

art.24 締約国には、自らが採用した公的な財政関連措置がどのように子どもの権利の改善をもたらしたのかを示す義務（obligation）がある。締約国は、それらの措置の結果として、子どもたちにもたらされたアウトカムのエビデンスを示さなくてはならない。結果のエビデンスを欠いたまま、ただ措置のエビデンスを示したとしても、それでは条約第4条を満たしたことになる。

☆ エビデンスを示すための調査・研究デザインをどうするか。

子ども政策・施策

- 「最善の利益」

こども基本法

第3条（基本理念）

4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

児童の権利に関する条約

第3条 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。“the best interests of the child shall be a primary consideration”

☆他の考慮事項と同列ではない（第一番目に置かれる） 「最善の利益」

子ども政策・施策

☆ 子どもの権利が「最善の利益」を評価 (assessing) ・決定 (determining) する枠組みを提供する

= 「最善の利益」が子どもの権利を制約する口実・理由であってはならない

assessment 横に座る、寄り添う、声を聴く

それぞれの子どもに応じた多様な方法で

李報告 政策提言活動において大切にしていること

「子どもの声」から必要な施策を提起すること

「一人に寄り添う」から「社会を動かす」へ というチャレンジ

子ども政策・施策

☆ 「子どもの権利インパクト評価 (child rights impact assessment)」 法令、政策・施策等の子どもに対する効果の検証

General comment No. 14 (2013) on the right of the child to have his or her best interests taken as a primary consideration

特に、権利が保障されるには、より多くの費用・資源が必要な傷つきやすい (vulnerable) 子どもへの影響

Cf. こども基本法第8条「年次報告」 こどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告

← 東京大学教育学研究科 × Learning for All 「地域協働型子ども包括支援実態調査」の貢献